

天皇の退位・即位儀式が「神勅に基づく」として国事行為にて行われたことに抗議します

内閣総理大臣

安倍晋三殿

今年2019年4月から5月にかけて天皇の退位・即位の儀式が行われました。儀式の大半が天照大神を始めとする神々への報告、及び「天照大神の神勅に基づく」ことを想定する形で行われたこと、しかもその中の重要な儀式が「国事行為」として行われたことに対して、政教分離原則違反として厳重に抗議します。

すなわち、4月30日に行われた「退位礼正殿の義」、5月1日に行われた「剣璽等承継の儀」は、いずれも、記紀神話に記されている天照大神が瓊瓊杵尊（ニギノミコト）に日本の国を治めるように命じた「天壤無窮の神勅」に基づき、この三種の神器が日本を治める統治の印となるとの想定で行われました。「退位礼正殿の儀」は、退位する明仁天皇が三種の神器のうちの「勾玉」と「剣」を返上すること、翌日に行われた「剣璽等承継の儀」は、返上された「勾玉」と「剣」を新しく天皇となる徳仁氏が受け取ることが主な内容でした。政府が、このような宗教的儀式を「国事行為」として行ったことは、重大な政教分離原則違反と言わざるを得ません。

今年4月3日に政府が閣議決定した代替わり諸儀式の基本方針には、「憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重したものとすること」とされていました。にもかかわらず実際に「国事行為」として行われたのが、明らかな宗教的儀式であったことは重大な問題です。これでは政府が、政教分離原則は、「皇室の伝統」に対しては一切及ばないとみなしているに等しいからです。

また代替わり諸儀式は、大々的にメディアを通して報道されました。これによって国民の間に、いかに宗教的な内容であっても「皇室の伝統」は習俗であり、宗教分離原則とは無関係であるかのような意識が醸成されようとしていることについて、私共は強く危惧しています。

私共「政教分離の侵害を監視する全国会議」は、2018年3月31日付で送付した要請文において「天皇の退位・即位に関わる儀式において政教分離原則を厳格に守る」ことを強く求めました。にもかかわらず、この要望に全く耳を

傾けず、「神勅に基づくもの」として想定された儀式を、「国事行為」として行ったことに対し、嚴重なる抗議を致します。

2019年9月2日

「政教分離の侵害を監視する全国会議」

東京都西東京市柳沢2-11-13

代表幹事 木村庸五 古賀正義

事務局長 星出卓也